

## 令和2年度山形県飲食業等緊急支援給付金交付申請書兼実績報告書（新規創業者用）

山形県知事 殿

令和 年 月 日

こちらの様式は、法人の場合は  
設立日が、個人事業主の場合は  
開業日が、令和元年12月2日  
～令和2年11月16日までの  
事業者が対象となります。  
記入にあたっては、裏面と申請  
の手引き（新規創業者用）を確  
認しながら、正しく記入してく  
ださい。

申請事業者	〒
法人の所在地 又は 個人事業主の住所	
法人名 又は 個人事業主の屋号	
代表者 職氏名	印

(法人は代表者印に限る。シャチハタ不可)

以下の事項に偽りないことを誓約し、標記給付金の支給を申請します。

1 申請金額（該当する金額の欄に「○」を記入してください。）	確認欄
① 店舗数が1つの場合	200,000円
② 県内に店舗が複数ある場合、又は従業員を6人以上雇用している場合	300,000円

## 2 事業者概要

主たる店舗の 名称(屋号)				左記以外の 店舗がある 場合の所在 市町村名
主たる店舗の 所在地	〒			
業 種	①飲食店	②運転代行業	← 該当する業種の欄に「○」を記入してください。	
日中連絡がつく 連絡先	固定電話	携帯電話		

3 要件確認（※確認欄すべてに「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。）	確認欄
(1) 業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に沿って、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施している。	
(2) 給付金の受給後も事業を継続する。	
(3) 令和2年度山形県飲食業等緊急支援給付金交付要綱第2条第1項第9号に定める暴力団等に該当しない。	
(4) 運転代行業にあっては、令和2年度タクシー・ハイヤー事業維持対策支援金の交付を受けない。（※飲食店も「○」を記入）	
(5) 令和2年10月、11月、12月のいずれかの売上げが、対象月の売上げと比較して30%以上減少した。（つまり、売上げの対象月比が70%以下の場合を指します。）	
・次の表に売上げを記入し、③対象月比が70%以下であることを確認してください。	

創業日(※1)	① 対象月	( 月 )	② 令和2年10月、11月又は12月	③ 対象月比 (②÷①×100)
R1. 12. 2～ R2. 11. 1	(※2)	円	(※4)	(※6) %
R2. 11. 2～ R2. 11. 16	(※3)	円	(※5)	(※6) %

- (※1) 創業日とは、法人の場合は設立日、個人事業主の場合は開業日を指します。  
(※2) 令和2年1月～11月までのいずれかの月で、その月以降の令和2年10月、11月又は12月の売上げと比較して30%以上多かった月の売上金額を記入してください。  
(※3) 令和2年11月2日～30日までの間の、連続した15日の売上げを2倍した金額を記入してください。  
(※4) 対象月と比較して、30%以上減少した月（10月、11月又は12月）の売上金額を記入してください。  
(※5) 令和2年12月の売上金額を記入してください。  
(※6) 対象月比は、小数点以下を切り上げてください。

4 添付書類（※確認欄すべてに「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。）	確認欄
(1) 食品衛生許可証（飲食店）の写し又は認定証（運転代行業）の写し	
(2) 飲食店にあっては、通常営業で夜9時以降も営業していること、酒類の提供を行っていることが分かる書類（※運転代行業も「○」を記入）	
(3) 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書（税務署受付印があるもの）の写し	
(4) 対象月及び令和2年10月、11月又は12月の売上げが分かる書類	
(5) 振込先口座が分かる通帳の写し（申請事業者名義のものに限る。） ※表紙を開いて見開き2ページ分（口座名義（カタカナ）と口座番号の両方が分かるページ）	
(6) 申請金額が30万円の場合に必要な書類（※申請金額が20万円の場合も「○」を記入）	

※詳細は、裏面の留意事項をご確認ください。

## 1 添付書類

添付書類については、申請事業者の業種や類型に応じて異なりますので、以下を確認のうえ提出してください。飲食店は、(1)～(5)までの全ての書類が必要で、運転代行業は、(1)及び(3)～(5)の書類が必要となります。申請金額が30万円の場合は、加えて(6)の書類が必要となります。

### (1) 食品衛生許可証（飲食店）の写し又は認定証（運転代行業）の写し

- ①飲食店：食品衛生許可証の写し（県内に店舗が複数ある場合は、2店舗分）
- ②運転代行業：認定証の写し

### (2) 飲食店にあっては、通常営業で夜9時以降も営業していること、酒類の提供を行っていることが分かる書類(次の両方を添付してください。県内に店舗が複数ある場合は、2店舗分必要です。)

- ①通常営業で夜9時以降も営業していることが分かる書類  
(例) 店舗看板の写真、ホームページを印刷したもの、店舗の名刺 など  
※店舗名と営業時間の両方が分かるものを添付してください。
- ②酒類の提供を行っていることが分かる書類  
(例) メニュー表の写しや写真、ホームページを印刷したもの など  
※運転代行業は両方とも添付不要です。

### (3) 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書（税務署受付印があるもの）の写し

※申請事業者の業種は、原則として、当該書類によって判断します。

- ①法人：履歴事項全部証明書の写し  
※会社設立の年月日が、令和元年12月2日～令和2年11月16日までのものに限りませす。
- ②個人事業主：開業届出書（税務署受付印があるもの）の写し  
※開業日が、令和元年12月2日～令和2年11月16日までのものに限りませす。

### (4) 対象月及び令和2年10月、11月又は12月の売上げが分かる書類

- ①創業日が令和元年12月2日～令和2年11月1日までの場合(次の両方を添付してください。)  
ア. 対象月（令和2年1月～11月までのいずれかの月で、その月以降の令和2年10月、11月又は12月の売上げと比較して30%以上多かった月）の売上げが分かる売上台帳、月次残高試算表 など  
イ. 令和2年10月、11月又は12月のうち、売上げがア.に定める対象月と比較し30%以上減少した月の売上げが分かる売上台帳、月次残高試算表 など
- ②創業日が令和2年11月2日～11月16日までの場合(次の両方を添付してください。)  
ア. 令和2年11月の日ごとの売上げが分かる売上台帳 など  
イ. 令和2年12月の売上げが分かる売上台帳、月次残高試算表 など  
※「創業日」とは、法人の場合は設立日、個人事業主の場合は開業日を指します。  
※必ず、空きスペースに署名・押印してください。

### (5) 振込先口座が分かる通帳の写し（申請事業者名義のものに限る。）

- ・ 給付金振込先の通帳の「金融機関名」、「支店名」、「口座の種類」、「口座番号」、「口座名義（カタカナ）」の全てが記載されたページの写し

※漁業協同組合の口座は取り扱っておりませすので、ご注意ください。

### (6) 申請金額が30万円の場合に必要な書類

- ①県内に店舗が複数ある事業者
  - ・ 主たる店舗分を含む2店舗分の次の書類  
ア. 食品衛生許可証の写し  
イ. 通常営業で夜9時以降も営業していること、酒類の提供を行っていることが分かる書類
- ②従業員を6人以上雇用している事業者
  - ・ 売上げが30%以上減少した月の末日時点で、従業員を6人以上雇用していることを証する書類  
(例) 雇用保険の適用事業所台帳ヘッダー2（ハローワーク発行）の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（年金機構発行）の写し、雇用契約書の写し、雇用条件等通知書の写し、源泉徴収票の写し、貸金台帳の写し、出勤簿の写し など  
※従業員には、会社役員、個人事業主本人又は親族従業員、2カ月以内の短期雇用又は日雇い雇用の従業員は含みませす。

## 2 その他

次のいずれかに該当する場合、事業者は給付金の全額を返還することになります。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき
- (2) 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月規則第59号）又は令和2年度飲食業等緊急支援給付金交付要綱に違反する行為があったとき